

令和4年第12回農業委員会議事録

令和4年12月26日

下妻市農業委員会

令和4年第12回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和4年12月26日（月） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 第2庁舎 大会議室

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第5号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第6号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第7号 農地法第5条の規定による地上権設定許可申請に対する処分について

第8号 農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請に対する処分について

第9号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について

第10号 農業経営基盤強化促進法の規定による令和4年度農用地利用集積計画の決定について

第11号 農業経営基盤強化促進法の規定による令和4年度農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業)

第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和4年度農用地利用配分計画（案）に対する意見について

4. 報 告

第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

1番 京空 克芳	2番 柴崎 尚	3番 白井 安男
4番 杉田 恒夫	5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之
7番 中島喜美夫	8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好
10番 齋藤 孝夫	11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美
13番 塚田 好克	15番 野村 操	16番 稲川 広美
17番 木村 一巳	18番 森 槇雄	

欠席委員次の通り

14番 程塚 裕行	19番 中山 基
-----------	----------

出席職員次の通り

局長 塚越 剛 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主幹 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

ただいまから、令和4年第12回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、17名であります。欠席の届出は14番 程塚裕行君、19番 中山基君であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は6番 篠崎宏之君、7番 中島喜美夫君の両名を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正がありますので説明願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案書の訂正について、ご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

議案第1号処理番号10号及び11号につきましては、申請人の都合により取下げとなっております。以上でございます。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

以上で、議案書訂正の説明を終わります。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。本案のうち、処理番号7号及び処理番号12号につきましては、中島委員、齋藤委員が関係する案件でありますので、はじめに、中島委員、一時退席をお願いいたします。

(中島喜美夫委員：退席)

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

はじめに、処理番号7号について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、10件の申請であります。

はじめに、処理番号7号についてご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

処理番号7号、申請地、鯨地内、畑、471㎡、申請理由は、親子間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、書面の2ページ下段をご確認願います。

議案番号	1	処理番号	7	担当委員	杉田委員
現地状況	申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから南東へ約 400m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月20日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

異議なしと認め、左様決しました。中島委員の退席を解きます。

（中島喜美夫委員：再入場・着席）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

続いて、齋藤委員、一時退席をお願いいたします。

（齋藤孝夫委員：退席）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

続いて、処理番号12号について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

続きまして、処理番号12号についてご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

処理番号12号、申請地、前河原地内、4筆、畑、合計5,710㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の3ページ下段をご確認願います。

議案番号	1	処理番号	12	担当委員	栗島委員（代理報告）
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから北西へ約 900m にあり、ソバの収穫後で、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月21日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

異議なしと認め、左様決しました。齋藤委員の退席を解きます。

（齋藤孝夫委員：再入場・着席）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

他の8件について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

1ページをお開き願います

処理番号1号、申請地、下宮地内、田、904㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が11月の報告第5号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、鎌庭地内、田、1,184㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が11月の報告第5号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、福田地内、畑、1,085㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、加養地内、2筆、田、合計2,100㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。10月の農業委員会総会において、農地の買受適格証明書を交付した、公売による農地の売買でございます。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、桐ヶ瀬地内、田、725㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、江地内、3筆、田、合計4,927㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧願います。

処理番号8号、申請地、亀崎地内、田、2,227㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号9号、申請地、高道祖地内、田、1,983㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の1ページから3ページ上段をご確認願います。

議案番号	1	処理番号	1	担当委員	程塚委員（代理報告）
現地状況	申請地は、茨城県警察機動センターから東へ約 350m にあり、ブロックローテーションの大豆収穫後で、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月20日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	2	担当委員	柴崎委員
現地状況	申請地は、千代川中学校から北西へ約 500m にあり、水稻の刈り取り後で、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月21日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	3	担当委員	篠崎委員
現地状況	申請地は、大宝駅から北西へ約 600m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月20日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	4	担当委員	木村委員
現地状況	申請地は、豊加美市民センターから南へ約 200m にあり、水稻の刈り取り後で、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月20日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	5	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、上妻市民センターから南西へ約 500m にあり、水稻の刈り取り後で、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月20日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	6	担当委員	栗島委員
現地状況	申請地は、上妻小学校から北西へ約 1.5 km にあり、水稻の刈り取り後で、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月21日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	8	担当委員	飯岡委員
現 地 状 況	申請地は、豊加美市民センターから南へ約 700m にあり、水稻の刈り取り後で、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月20日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	9	担当委員	塚田委員
現 地 状 況	申請地は、高道祖小学校から北西へ約 900m にあり、麦が作付されていた。				
現地調査結果	12月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月19日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

5ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分につきましては、今回16件の申請であります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、申請地、前河原地内、田、1,241㎡、申請理由は、営農型太陽光発電の下部農地の耕作で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号から16号の内容につきましては、処理番号1号と同様の目的で申請されたものです。

処理番号2号、申請地、前河原地内、田、631㎡

処理番号3号、申請地、前河原地内、畑、4,430㎡

処理番号4号、申請地、前河原地内、2筆、田、合計1,496㎡

6ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、前河原地内、田、737㎡

処理番号6号、申請地、前河原地内、田、1,516㎡

処理番号7号、申請地、前河原地内、田、1,301㎡

処理番号8号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、2,504㎡

7ページをご覧ください。

処理番号9号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、1,496㎡

処理番号10号、申請地、前河原地内、田、585㎡

処理番号11号、申請地、前河原地内、田、846㎡

処理番号12号、申請地、前河原地内、田、1,646㎡

8ページをお開き願います。

処理番号13号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、1,636㎡

処理番号14号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、1,604㎡

処理番号15号、申請地、前河原地内、田、1,373㎡

処理番号16号、申請地、前河原地内、田、661㎡

処理番号2号から16号の内容につきましては、農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、書面の4ページから7ページをご確認願います。

議案番号	2	処理番号	1	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから北西へ約 400mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	2	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から北西へ約 600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	3	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 300mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	4	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから北西へ約 200mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	5	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 200mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	6	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約 250mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	7	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約 200mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	8	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 500mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	9	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約 400mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	10	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から北西へ約 600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	11	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 500mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	12	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 300mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	13	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 500mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	14	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 500mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	15	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	16	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から北西へ約 600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

調査結果について発言はありませんか。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

はい、野村委員。

野村委員

調査の結果というよりも、議案書の通作距離がかなりあるということと、今まで休耕のような形だったところをはたして耕作できるのかという疑問はありますが、営農型太陽光というものについて、今の時代を考えるとそのまま耕作放棄地になるよりは、こういう形で利用して管理していければ、やむを得ないかと私は思います。以上です。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

はい。次に齋藤委員、お願いします。

齋藤委員

私の担当地区でかなりの案件が出たわけですが、野村委員が言いましたように、遊休農地を活用してということならいいのですが、その遊休農地とか営農型太陽光について、法律的な問題とか、例えば罰則とか、地上権の設定とかいろいろありますよね、渡辺係長の方からその点説明いただければありがたいと思います。なぜなら、これからこのような問題が出てきますから、委員共通の認識としてお話しいただければありがたいと思います。

事務局（渡辺広行君）

私の方から営農型太陽光がどのようなものかを踏まえまして、野村委員のご発言も含め、説明させていただきます。営農型太陽光を簡単に申し上げますと、下の農地は農地のまましっかりと作物を作りつつ、高さ2メートル以上の支柱を設けまして、上空部分で太陽光発電をして、農地の収入

と太陽光発電の収入の両方で収入を得るといような形で全国的にも普及が進んでいる状況でございます。普通の野立ての太陽光ですと農地区分は2種と3種にしか設置できないのが基本でございますが、営農型太陽光は下部農地を普通に農地として活用しますので、1種農地ですとか、農振農用地でも、設置は可能となっております。つまり農地であればどこでも設置は可能でございます。営農型太陽光は下部を農地として使いますので、固定資産税も農地課税になります。支柱が立っている部分だけは、農業ができないので、一時転用ということで転用の許可を取ってもらう形になります。加えまして、上空のパネル部分ですね、こちらが権利を得ないとならない形になっておりますので、聞きなれない案件があったかと思うんですが、区分地上権ということで、上空の地上権を農業委員会に諮って権利を得るとい形になっております。今回は下の農地につきましては、ブルーベリーとサカキを作付けする計画となっております。サカキを作付けする耕作者は、造園業をやられている方で、■■■■市で3ヘクタールぐらい同じような形で営農型太陽光の下部農地でサカキをすでに2年以上作られている方でございます。■■■■市の農業委員会事務局に確認しましたらば、しっかりときれいに管理されて、問題はないと聞いております。私も通作距離がかなりあるので、どのような形で通作するのか確認しましたところ、サカキなので基本的には伸びたところを切るとか、除草管理が主になるとのことで、週1回から2週間に1回程度来て、営農できるかなと思います。夏の草が生える時期で間に合わない時は、下妻市の造園業者に手伝ってもらい管理すると聞いております。ブルーベリーの耕作者も通作距離はありますが、普通に通って栽培等できるということで確認をとっております。

今回遊休農地ということで、ほとんどのエリアが1メートル以上の雑草が繁茂しているエリアになりますが、地図の左側のエリアはすでに除草が完了しており、きれいになっております。右側のエリアも除草を進めております。今回一番ポイントになりますのが、下の農地をきちんと作るかどうか営農型太陽光のポイントになりますので、下の農地がきちんと作れないで遊休化してしまうということになりますと約束が違うということで違反転用の扱いになりまして、その上の太陽光部分は撤去命令を農業委員会が出せるということです。また、経済産業省の太陽光の認定を取る場合には、その撤去費用をきちんと積み立てておかなければならないこととなっております。今回の申請も撤去費用の積立があるとの添付書類が付いております。また年1回、県の方にしっかりと営農しているか、支障はないかということで報告をすることになっております。その際は写真を付けたり、地区担当の農業委員に確認いただき、問題がないかなどを含めて県に報告しております。その報告で問題があり、農作物が作られていない、遊休農地化しているというような状態になりますと、突き詰めれば撤去命令が出せるということになっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

齋藤委員、いかがですか。

齋藤委員

関連ですが、太陽光の業者は問題ないと思いますが、下を作る耕作者が耕作しないとか遊休農地になった場合の責任の問題、それは太陽光の業者ではなく作っている耕作者が義務を怠ったということになるんですね、その場合、どこに責任があるか教えてください。

事務局（渡辺広行君）

今回のサカキを耕作する方の案件に特化してお話させていただきますと、地権者と耕作者と太陽光業者の三者で、三者契約が結ばれています。その中で撤去するに当たっては、太陽光業者が積み立てをして、その積立金で撤去しますということになっておりまして、契約書のなかでは、耕作の方はきちんとやってくださいということになっております。もし、それがなされない場合には三者で話し合っただけでどうするか決めるという内容の契約になっております。基本的には、太陽光を設置する業者が撤去するというようなことが営農型太陽光のルールとしては成り立っているようです。以上でございます。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

齋藤委員、いかがですか。

齋藤委員

はい。ありがとうございました。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

他に発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

9ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回、4件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、鎌庭地内、2筆、登記、田、現況、雑種地、合計2,605㎡、申請理由は、湿田を畑として利用したく、令和4年7月から9月にかけて、無断で造成を行った申請地を、始末書添付の上、一時転用するものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、山尻地内、畑、479㎡、申請理由は、既存施設が手狭であるため、申請地に犬舎を建築するものでございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、下妻地内、畑、408㎡、申請理由は、周辺事業所に勤務する従業員の駐車場が不足しており、当該要望に対応するため、利便性が良好な申請地に貸駐車場を設けるものでございます。

10ページ並びに、参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、高道祖地内、田、348㎡、申請理由は、隣接農地との段差解消のため、建設残土による盛土をしたく、一時転用するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は9ページ、参考資料は、1ページ、2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、田畑転換のための埋立てであり、一時的な利用でその必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は、表土として堆肥を混合させた培養土を敷均し、畑として利用するものでございます。また、北側隣接農地地権者からの同意も得ており、同意書の添付がされております。

参考資料は、3ページ、4ページをお開き願います。処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5ページ、6ページをお開き願います。処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は10ページ、参考資料は、7ページ、8ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、田畑転換による盛土であり、一時的な利用でその必要があることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は耕作の目的に利用されることが確実な計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、盛土条例に基づく許可が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の8ページをご確認願います。

議案番号	3	処理番号	1	担当委員	柴崎委員
現地状況	申請地は、福祉センターシルピアから南へ約 300m にあり、すでに一部が瓦チップ及び碎石による造成が行われており、その内容は始末書で確認した。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査				
申請人への確認	12月21日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、瓦チップ及び碎石による造成のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	3	処理番号	2	担当委員	木村委員
現地状況	申請地は、市営柳原球場から西へ約 800m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	12月21日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、犬舎へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	3	処理番号	3	担当委員	稲川委員
現地状況	申請地は、JA ホール下妻から南へ約 300m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	12月21日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、貸駐車場へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	3	処理番号	4	担当委員	塚田委員
現 地 状 況	申請地は、高道祖小学校から南西へ約 250m にあり、野菜が作付されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	12月19日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、建設残土による盛土のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

11ページ並びに、参考資料の9ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、皆葉地内、畑、499㎡、申請理由は、現在の事業所を移転するものでございます。

参考資料の11ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、皆葉地内、畑、499㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は11ページ、参考資料は、9ページ、10ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、11ページ、12ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が許可済となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、書面の9ページ上段をご確認願います。

議案番号	4	処理番号	1	担当委員	中島委員
現 地 状 況	申請地は、筑波サーキットから東へ約 600m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査				
申請人への確認	12月20日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、事業所へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	4	処理番号	2	担当委員	中島委員
現 地 状 況	申請地は、大形小学校から南へ約1kmにあり、芝の収穫後で、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査				
申請人への確認	12月21日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、自己住宅へ転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

12ページ並びに、参考資料の13ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、17件の申請があります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、桐ヶ瀬地内、畑、2,685㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、既存事業所敷地が手狭であるため、申請地に事業用倉庫及び作業所を建築し、駐車場を設けるものでございます。参考資料の15ページから20ページをご覧ください。

処理番号2号、申請地、前河原地内、田、1,241㎡の内4.41㎡、申請理由は、サカキを作付けしながら、日照条件が良好な申請地に、営農型太陽光発電設備を設置するものでございます。

処理番号3号から11号の内容につきましては、処理番号2号と同様の目的で申請されたものです。

処理番号3号、申請地、前河原地内、田、631㎡の内3.08㎡

議案書の13ページをご覧ください。

処理番号4号、申請地、前河原地内、畑、4,430㎡の内4.57㎡

処理番号5号、申請地、前河原地内、2筆、田、合計1,496㎡の内5.19㎡

処理番号6号、申請地、前河原地内、田、737㎡の内2.86㎡

議案書の14ページをお開き願います。

処理番号7号、申請地、前河原地内、田、1,516㎡の内4.57㎡

処理番号8号、申請地、前河原地内、田、1,301㎡の内4.88㎡

処理番号9号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、2,504㎡の内4.57㎡

議案書の15ページをご覧ください。

処理番号10号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、1,496㎡の内4.85㎡

処理番号11号、申請地、前河原地内、田、585㎡の内3.11㎡

15ページ並びに参考資料の21ページから24ページをご覧ください。

処理番号12号、申請地、前河原地内、田、846㎡の内3.14㎡、申請理由は、サカキを作付けしながら、日照条件が良好な申請地に、営農型太陽光発電設備を設置するものでございます。

処理番号13号から17号の内容につきましては、処理番号12号と同様の目的で申請されたものです。

議案書の16ページをお開き願います。

処理番号13号、申請地、前河原地内、田、1,646㎡の内4.57㎡

処理番号14号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、1,636㎡の内4.85㎡

処理番号15号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、1,604㎡の内4.32㎡

議案書の17ページをご覧ください。

処理番号16号、申請地、前河原地内、田、1,373㎡の内4.26㎡

処理番号17号、申請地、前河原地内、田、661㎡の内3.14㎡

農地区区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は12ページ、参考資料は、13ページ、14ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議書が提出済みとなっております。

処理番号2号から処理番号11号につきましては、転用計画等が同じであり、農地区区分及び許可方針につきましても相違がないことから、一括してご説明いたします。

議案書は12ページから15ページ、参考資料は、15ページから20ページをご覧ください。立地基準の農地区区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、営農を継続する太陽光発電設備であり、支柱部分における一時転用であることから、不許可の例外規定に該当いたします。農地法以外の他法令につきま

しては、再生可能エネルギー発電設備に係る経済産業省の認定及び東京電力への電力受給契約は完了しております。

処理番号12号から処理番号17号につきましては、転用計画等が同じであり、農地区分及び許可方針につきましても相違がないことから、一括してご説明いたします。

議案書は15ページから17ページ、参考資料は、21ページから24ページをご覧ください。立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、営農を継続する太陽光発電設備であり、支柱部分における一時転用であることから、不許可の例外規定に該当いたします。農地法以外の他法令につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る経済産業省の認定及び東京電力への電力受給契約は完了しております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の9ページ下段から13ページをご確認願います。

議案番号	5	処理番号	1	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから北西へ約 1.6 km にあり、休耕だが、きれいに管理がされていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月21日、申請人に会社訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、事業用倉庫、作業所及び駐車場へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	2	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから北西へ約 400m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	3	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から北西へ約 600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	4	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 300mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	5	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから北西へ約 200mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	6	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 200mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	7	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約 250mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	8	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約 200mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	9	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 500mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	10	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約 400mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	11	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、砂沼広域公園野球場から北西へ約 600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	12	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 500mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	13	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ピアスパークしもつまから西へ約 300mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	14	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 500mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	15	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 500mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	16	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	17	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から北西へ約 600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

18ページ並びに、参考資料の25ページをお開き願います。

議案第6号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、今泉地内、登記、田、現況、雑種地、1,511㎡、申請理由は、平成20年10月頃より、既存事業所敷地が手狭であるため、資材置場として無断転用していたことから、始末書添付の上、申請するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は18ページ、参考資料は、25ページ、26ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の14ページ上段をご確認願います。

議案番号	6	処理番号	1	担当委員	野村委員
現 地 状 況	申請地は、下妻市立図書館から南へ約 600m にあり、すでに資材置場として利用されており、その内容は始末書で確認した。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査				
申請人への確認	12月21日、申請人に電話及び現地立会いし、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、資材置場へ転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第7号、農地法第5条の規定による地上権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

19ページ並びに、参考資料の27ページから30ページをお開き願います。

議案第7号、農地法第5条の規定による地上権設定許可申請につきましては、今回、5件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、前河原地内、田、1,462㎡の内0.39㎡、申請理由は、ブルーベリーの作付けしながら、日照条件が良好な申請地に、営農型太陽光発電設備を設置するものでございます。

処理番号2号から5号の内容につきましては、処理番号1号と同様の目的で申請されたものです。

処理番号2号、申請地、前河原地内、3筆、田、合計2,424㎡の内0.73㎡

処理番号3号、申請地、前河原地内、田、929㎡の内0.28㎡

議案書の20ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、前河原地内、2筆、田、1,098㎡の内0.37㎡

処理番号5号、申請地、前河原地内、2筆、田、1,547㎡の内0.44㎡

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

処理番号1号から処理番号5号につきましては、転用計画等が同じであり、農地区分及び許可方針につきましても相違がないことから、一括してご説明いたします。

議案書は19ページから20ページ、参考資料は、27ページから30ページをご覧願います。立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、営農を継続する太陽光発電設備であり、支柱部分における一時転用であることから、不許可の例外規定に該当いたします。農地法以外の他法令につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る経済産業省の認定及び東京電力への電力受給契約は完了しております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の14ページ上段から15ページ上段をご確認願います。

議案番号	7	処理番号	1	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 300m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	7	処理番号	2	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 600m 圏内にあり、一部は休耕だが、きれいに管理されており、ほかは雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	7	処理番号	3	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 550m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	7	処理番号	4	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 300m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	7	処理番号	5	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 300m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、一時転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議はありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第8号、農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

21ページをご覧ください。

議案第8号、農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請に対する処分につきましては、今回21件の申請であります。農地の営農を継続しながら上空に太陽光パネルを設置するために、区分地上権を設定するための申請でございます。太陽光パネル設置者と営農者が異なる場合には、地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることとなっております。農地法の営農型発電設備への一時転用の取り扱いにつきましては、転用及び権利が設定されるのは支柱等を設置する部分のみで、パネルを設置する空中部分まで補うものではないため、土地の空間に対する権利となる区分地上権設定が必要となります。以上、概略説明を終わりました、申請案件のご説明を申し上げます。

処理番号1号、申請地、前河原地内、田、1,462㎡、申請理由は、営農型太陽光発電事業を行うための区分地上権の設定で、賃借人等権利者の同意は得ております。

処理番号2号、申請地、前河原地内、3筆、田、合計2,424㎡、申請理由は、営農型太陽光発電事業を行うための区分地上権の設定で、賃借人等権利者の同意は得ております。

処理番号3号から5号の内容につきましては、処理番号1号及び2号と同様の目的で申請されたものです。

22ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、前河原地内、田、929㎡

処理番号4号、申請地、前河原地内、2筆、田、合計1,098㎡

処理番号5号、申請地、前河原地内、2筆、田、合計1,547㎡

23ページをご覧ください。

処理番号6号、申請地、前河原地内、田、1,241㎡、申請理由は、営農型太陽光発電事業を行うための区分地上権の設定で、賃借人等権利者の同意は得ております。

処理番号7号から15号の内容につきましては、処理番号6号と同様の目的で申請されたものです。

処理番号7号、申請地、前河原地内、田、631㎡

処理番号8号、申請地、前河原地内、畑、4,430㎡

24ページをお開き願います。

処理番号9号、申請地、前河原地内、2筆、田、合計1,496㎡

処理番号10号、申請地、前河原地内、田、737㎡

処理番号11号、申請地、前河原地内、田、1,516㎡

25ページをご覧ください。

処理番号12号、申請地、前河原地内、田、1,301㎡

処理番号13号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、2,504㎡

処理番号14号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、1,496㎡

26ページをお開き願います。

処理番号15号、申請地、前河原地内、田、585㎡

処理番号16号、申請地、前河原地内、田、846㎡、申請理由は、営農型太陽光発電事業を行うための区分地上権の設定で、賃借人等権利者の同意は得ております。

処理番号17号から21号の内容につきましては、処理番号16号と同様の目的で申請されたものです。

処理番号17号、申請地、前河原地内、田、1,646㎡

27ページをご覧ください。

処理番号18号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、1,636㎡

処理番号19号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、1,604㎡

処理番号20号、申請地、前河原地内、田、1,373㎡

28ページをお開き願います。

処理番号21号、申請地、前河原地内、田、661㎡

以上でございます。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の15ページ下段から20ページをご確認願います。

議案番号	8	処理番号	1	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 300m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	2	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 600m 圏内にあり、一部は休耕だが、きれいに管理されており、ほかは雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	3	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 550m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	4	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ピアスパークしもつまから西へ約 300m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	5	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 300m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	6	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから北西へ約 400m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	7	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、砂沼広域公園野球場から北西へ約 600m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	8	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 300mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	9	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから北西へ約 200mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	10	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 200mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	11	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約 250mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	12	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約 200mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	13	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 500mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	14	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約 400mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	15	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、砂沼広域公園野球場から北西へ約 600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	16	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 500mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	17	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、ピアスパークしもつまから西へ約 300mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	18	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 500mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	19	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 500mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	20	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議案番号	8	処理番号	21	担当委員	齋藤委員
現 地 状 況	申請地は、砂沼広域公園野球場から北西へ約 600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	12月22日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を設定することについて問題なしと判断。				

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第9号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

29ページをご覧ください。

議案第9号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分につきましては、今回、1件の申請であります。農地転用許可後に、事業内容、一時転用期間、転用事業者のいずれかに変更が生じた場合は、事業計画変更の手続きが必要となります。

ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下妻地内、田、605㎡、申請理由は、令和3年10月25日付けで碎石により造成し、駐車場に転用することとして許可を受け、所有権を移転したが、予想外に軟弱地盤であり、土砂等による盛土が必要となり、変更申請するものでございます。以上でございます。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の21ページ上段をご確認願います。

議案番号	9	処理番号	1	担当委員	森委員
現 地 状 況	申請地は、下妻郵便局から南西へ約 50m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	12月21日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	12月21日、申請人に会社訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、土砂等による盛土造成により駐車場へ転用するため、計画変更することについて問題なしと判断。				

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第10号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和4年度農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第10号の別紙をご覧ください。

議案第10号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和4年度農用地利用集積計画の決定につきましては、農地法によらない農業経営基盤強化促進法による賃借権及び使用賃借権の設定を年3回、行っており、今回は、農用地利用集積計画の12月設定分であります。

内容につきましては、富張主幹から説明いたさせます。

事務局（富張陽子君）

それでは、議案第10号、令和4年度農用地利用集積計画（案）の資料をご覧ください。こちらは通常利用権の令和4年12月設定分でございます。

お手元の議案第10号の資料をご覧ください。表紙と次の1枚を飛ばし、3枚目の農用地利用集積計画総括表をご覧ください。表の上段は新規分で、貸借期間が3年、6年、10年、20年とありますが、利用権設定面積全体では、田が107筆、234,627㎡、畑が51筆、54,706㎡、合計158筆、289,333㎡で、貸人は75名、借人は52名、貸借の開始は令和5年1月1日からでございます。表の中段は更新分で、利用権設定面積全体では、田が98筆、225,295㎡、畑が42筆、45,325.13㎡、合計140筆、270,620.13㎡で、貸人は68名、借人は49名、貸借の開始は同じく令和5年1月1日からでございます。

内容につきましては、次の1ページをご覧ください。表の左から利用権設定者、利用権設定農用地、利用権の設定を受ける者、設定する利用権の内容となっており、以下20ページまでございまして、賃借料につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終ります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より（案）を削除願います。続いて、議案第11号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和4年度農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第11号の別紙をご覧ください。

議案第11号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和4年度農用地利用集積計画の決定について農地中間管理事業につきましては、農地を貸したい地権者から、中間管理機構が借り受け、中間管理権の設定をするための農用地利用集積計画を定めるものでございます。

内容につきましては、富張主幹から説明いたさせます。

事務局（富張陽子君）

それでは、議案第11号、令和4年度農用地利用集積計画の決定についてご説明をさせていただきます。

こちらは、公益社団法人 茨城県農林振興公社が実施する農地中間管理事業を活用した農用地利用集積計画でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項におきまして、「市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならない」となっておりますので、本日議案として上程するものでございます。

それでは、お手元の議案第11号の資料をご覧ください。3枚目を開き、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。今回、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する農地につきましては、田が99筆、230,133㎡、畑が62筆、85,493.21㎡、合計いたしますと、161筆、315,626.21㎡となり、貸し手は76名、借人は茨城県農林振興公社で、今月末に公告を予定し、開始は令和5年3月1日となり、期間は10年間でございます。

内容につきましては、次の1ページ目からの農用地利用集積計画一覧をご覧ください。左から利用権設定者、利用権設定農用地、設定を受ける者、設定する利用権の内容となっております。以下11ページまでございまして、賃借料等につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より（案）を削除願います。

続いて、議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和4年度農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第12号の別紙をご覧ください。

議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和4年度農用地利用配分計画（案）に対する意見については、中間管理機構より提出を求められた農用地利用配分計画（案）について、下妻市長より農業委員会に対して意見を求められたものでございます。

内容につきましては、富張主幹から説明いたさせます。

事務局（富張陽子君）

それでは、議案第12号、令和4年度農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項におきまして、「市町村等は、前二項の規定による（農地中間管理機構に農用地利用配分計画の案を作成し、提出するよう求められた場合において）協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」となっておりますので、本日、議案として上程したものでございます。

お手元の議案第12号の資料をご覧ください。3枚目を開き、農用地利用配分計画（案）総括表をご覧ください。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。まず、表の上段でございますが、新規分につきましては、貸借期間が10年で、配分面積は田が99筆、230,133.㎡、畑が62筆、85,493.21㎡、合計161筆、315,626.21㎡、地権者が76名、配分を受ける者が38名でございます。こちらにつきましては、議案第11号にてご承認いただいた公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得した農地を受け手に配分するものでございます。

続きまして、表の下段の再配分につきましては、受け手の変更に伴い、配分計画を変更するものでございます。貸借期間が11通りございまして、それぞれの内訳件数については、総括表のとおりとなっております。合計の配分面積は田が15筆、18,302㎡、畑が14筆、計29筆、34,371㎡で、地権者が6名、配分を受ける者は7名でございます。内容につきましては、次の1ページから22ページまでの農用地利用配分計画一覧の記載のとおりでございます。なお、本配分計画案については、この後、市が農地中間管理機構に提出したものを県知事が認可・公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

説明を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長職務代理者 飯村昇君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長職務代理者 飯村昇君)

異議なしと認め、令和4年度農用地利用配分計画(案)に対する農業委員会の意見はなし、といたします。

続いて、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

30ページをお開き願います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、30ページから45ページまで、76件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長職務代理者 飯村昇君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。議事を終了いたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和4年第12回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時03分 閉会)

議長 飯村 昇

署名委員 篠崎 宏之

署名委員 中島 喜美夫
